

2026年1月27日

各 位

会社名 太平洋工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 哲史
(コード番号 7250 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 理事 経理部長 渡辺 智
(TEL 0584-93-0117)

会社名 株式会社CORE
代表者名 代表取締役 小川 哲史

**株式会社COREによる太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社COREは、本日、別添の「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社CORE（公開買付者）が、太平洋工業株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年1月27日付「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各 位

会社名 株式会社CORE
代表者名 代表取締役 小川 哲史

太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社CORE（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年7月25日、太平洋工業株式会社（証券コード：7250、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミア市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「② 新株予約権」（ア）乃至（ク）に記載する新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年7月28日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2026年1月26日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社CORE
所在地 岐阜県大垣市久徳町100番地

(2) 対象者の名称

太平洋工業株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

（ア）2011年6月18日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2011年8月2日から2061年7月31日まで）

（イ）2012年6月23日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2012年8月2日から2062年7月31日まで）

（ウ）2013年6月15日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2013年8月2日から2063年7月31日まで）

（エ）2014年6月14日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2014年8月2日から2064年7月31日まで）

（オ）2015年6月13日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2015年8月4日から2065年8月3日まで）

（カ）2016年6月18日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2016年8月2日から2066年8月1日まで）

（キ）2017年6月17日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2017年8月2日から2067年8月1日まで）

（ク）2018年6月16日の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（行使期間は2018年8月2日から2068年8月1日まで）

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	44,704,617 (株)	25,337,400 (株)	— (株)
合計	44,704,617 (株)	25,337,400 (株)	— (株)

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年7月28日（月曜日）から2026年1月26日（月曜日）まで（119営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,036円

本新株予約権1個につき、金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（25,337,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（31,938,413株）が買付予定数の下限（25,337,400株）以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告（その後の公開買付条件等の変更の公告により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、本日、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	31,938,413株	31,938,413株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券（）	—株	—株
株券等預託証券（）	—株	—株
合計	31,938,413株	31,938,413株
(潜在株券等の数の合計)	(—株)	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	131,939 個	(買付け等前における株券等所有割合 22.83%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	319,384 個	(買付け等後における株券等所有割合 55.26%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	131,939 個	(買付け等後における株券等所有割合 22.83%)
対象者の総株主等の議決権の数	576,498 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年11月6日に提出した第102期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年10月27日に公表した「2026年3月期第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025年9月30日現在の対象者の発行済株式総数（61,312,896株）に、(i) 対象者から報告を受けた本日現在残存する本新株予約権の合計である1,184個（注3）の目的となる対象者株式数（118,400株）を加算した数（61,431,296株）から、(ii) 対象者から報告を受けた本日現在の対象者が所有する自己株式数（3,639,785株）を控除した株式数（57,791,511株）に係る議決権の数（577,915個）を分母として計算しております。

(注3) 対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	本日現在の個数（個）	目的となる対象者株式の数（株）
第1回新株予約権	227	22,700
第2回新株予約権	173	17,300
第3回新株予約権	122	12,200
第4回新株予約権	176	17,600
第5回新株予約権	167	16,700
第6回新株予約権	128	12,800
第7回新株予約権	86	8,600
第8回新株予約権	105	10,500
合計	1,184	118,400

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

三菱UFJ eスマート証券株式会社（復代理人）東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 決済の開始日

2026年2月2日（月曜日）

③ 決済の方法

本公開買付けにおける買付け等の期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式及び本新株予約権の全て（ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場されていますが、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社C O R E 岐阜県大垣市久徳町100番地

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所 愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号

以上